

令和5年11月1日	
資料提供	
担当課(室)	青少年・男女共同参画課
担当者	三浦
電話(直通)	073-441-2510

11月12日～11月25日は、
『女性に対する暴力をなくす運動』
期間です。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

目的

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、パートナーや恋人からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラースメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動は、市町村や関係団体との連携のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発の充実を図ります。

今年度は、運動に賛同いただいているコーセー化粧品販売株式会社和歌山支店様より、啓発グッズとして美容液のサンプル1,200セットを提供いただきました。いただいた啓発グッズにつきましては、和歌山市における街頭啓発活動及び男女共同参画センター“りいぶる”で実施するパープルリボンキャンペーン参加者へのプレゼントとして活用させていただきます。

期間

令和5年11月12日(日)～11月25日(土)までの2週間
(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。)

主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁



【提供サンプルについて】

美容液 朝晩1日分(0.8ml×2包)
数量 1,200セット

本県の取組

- ☆ 市町村や支援団体の御協力のもと、県内各地で街頭啓発を実施
- ☆ 広報ラジオ「県庁だより」による啓発
- ☆ 県男女共同参画センター“りいぶる”において、パープルリボンキャンペーンを実施
(別途令和5年11月1日付男女共同参画センター資料提供)

※その他県内各地で実施される取組については別紙をご覧ください。